

「鹿沼相互信用金庫行動綱領」

鹿沼相互信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、その社会的使命と責任を全うし、社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、本行動綱領を定めるものである。

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等のサービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(反社会的勢力の排除)

4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

(地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(従業員の人権の尊重等)

8. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

平成 20 年 5 月 1 日